

## 第20章. 環境章

### 1. 環境章の概要

相互に補完的な貿易及び環境に関する政策の促進、高い水準の環境の保護及び効果的な環境法令の執行の促進、貿易に関連する環境問題に対処するための締約国の能力を高めることを目的として、環境に関する多数国間の協定についての約束の確認及び更なる協力のためのルール、漁業の保存及び持続可能な管理に関するルール、野生動植物の違法な採捕及び取引に対処するためのルール等について規定。

### 2. 主要条文の概要

#### ○環境に関する多数国間の協定（第20.4条）

締約国は、自国が締約国である環境に関する多数国間の協定の重要性を認め、当該協定を実施することについての約束を確認すること等を規定。

#### ○オゾン層の保護（第20.5条）

締約国は、オゾン層を破壊する物質の生産、消費及び貿易を規制する措置をとること、当該物質に関連する相互に関心を有する事項について取り組むために協力すること等を規定。

#### ○船舶による汚染からの海洋環境の保護（第20.6条）

締約国は、船舶による海洋環境の汚染を防止するための措置をとること、船舶による海洋環境の汚染に関連する相互に関心を有する事項について取り組むために協力すること等を規定。

#### ○手続事項（第20.7条）

締約国は、自国の領域において居住し、又は設立される利害関係を有する者が、自国の権限のある当局に対し、自国の環境法令の違反の容疑を調査するよう要請することができることを確保すること等を規定。

#### ○協力の枠組み（第20.12条）

締約国は、環境を保護し、及び持続可能な開発を促進する能力を強化するために協力が重要であることを認め、本章の規定の実施に関する締約国間の共通の関心事項に取り組むために協力すること等を規定。

○貿易及び生物の多様性（第20.13条）

締約国は、生物の多様性の保全及び持続可能な利用を促進し、及び奨励する旨を規定。また、締約国は、自国の国際的な義務に従い、自国の管轄内にある遺伝資源の取得を容易にすることの重要性を認めること、一部の締約国については当該取得が認められた場合には相互に合意する条件（利益の配分に関するものを含む。）の設定が国内措置によって求められることを認めること等を規定。

○低排出型の及び強靱な経済への移行（第20.15条）

締約国は、低排出型の経済への移行には共同の行動が求められることを認識すること、共通の関心事項について取り組むために協力すること等を規定。

○海洋における捕獲漁業（第20.16条）

締約国は、漁業の保存及び持続可能な管理を目的とした措置をとることの重要性を認め、不十分な漁業管理、漁業に関する補助金であって濫獲等に寄与するもの並びに違法な漁業、報告されていない漁業及び規制されていない漁業（IUU漁業）が貿易、開発及び環境に著しい悪影響を及ぼし得ることを認識し、海洋における野生の捕獲漁業を規制する漁業管理のための制度を運用するよう努めること等を規定。特に、漁獲に対する補助金であって濫獲された状態にある魚類資源に悪影響を及ぼすもの及びIUU漁業に従事する漁船に対して交付される補助金を交付し、又は維持してはならないこと等を規定。なお、濫獲された状態及び当該補助金の悪影響は、入手可能な最良の科学的証拠に基づいて決定する旨を規定。

○保存及び貿易（第20.17条）

締約国は、野生動植物の違法な採捕及び取引に対処することの重要性を確認し、絶滅のおそれのある野生動植物の種の国際取引に関する条約に基づく義務を履行するための法令その他の措置を採用し、維持し、及び実施すること、自国の領域において危険にさらされている野生動植物を保護し、及び保存するための適当な措置をとることを約束すること等を規定。また、締約国は、信頼性のある証拠によれば野生動植物の保存等を主たる目的とする自国の法令又は他の関係法令に違反して採捕され、又は取引された野生動植物の取引に対処するための措置をとり、及びその防止のために協力すること等を規定。

○環境に関する小委員会及び連絡部局（第20.19条）

本章の規定の実施を監督する環境に関する小委員会を設置すること、同委員会の任務等を規定。

○協議、紛争解決等（第20.20条～第20.23条）

締約国は、他の締約国に対し、本章の規定の下で生ずる問題に関する協議を要請することができること、同協議により問題を解決することができない場合には、上級の代表者間及び閣僚による協議を要請することができること等を規定。また、一定期間内に問題を解決することができなかつた場合には、紛争解決章の規定に基づく紛争解決手続を利用することができること等を規定。